

# 玉野市分別収集計画

(第9期)

令和元年度

玉 野 市



# 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	計画の対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	8
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	9
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10

## 1 計画策定の意義

豊かな自然環境と風光明媚な景観に恵まれた本市において、快適で潤いのある生活環境を創造するためには、高度成長期の大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していくことが必要である。

そのためには、社会を構成する主体の市民・事業者・行政がそれぞれの立場でその役割・責任分担を認識し、履行していくことが重要である。

本市の廃棄物処理は、平成8年6月から資源回収に重点をおいた分別収集を実施しており、また、その徹底と収集の安全を図るため、ごみ袋の指定化などを実施しているところである。

本計画はこのような状況の中、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という。)」第8条に基づいて、一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画を円滑に推進することにより、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、資源循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を推進するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① 地域特性を活かした自然環境保全型リサイクル推進都市の実現
- ② 市民・事業者・行政全ての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減、ごみの減量化・再資源化の促進
- ③ 市民総参加による循環型社会の構築

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間(令和2年度～令和6年度)とし、3年ごとに改訂する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

(単位；t／年)

項目 \ 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	1,289	1,275	1,260	1,247	1,231

(内 訳)

(単位；t／年)

項目 \ 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
スチール缶	88	87	86	86	84
アルミ缶	42	41	41	40	40
無色透明びん	183	181	179	177	175
茶色びん	167	165	163	162	159
その他のびん	57	56	56	55	54
紙類	紙パック	5	5	5	5
	段ボール	182	180	178	176
	その他の紙製 容器包装	32	32	32	31
プラスチック類	PETボトル	159	158	156	154
	その他のプラスチック製 容器包装	373	369	364	360

\* 紙類には新聞・雑誌類は含まれていない。

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。  
なお、実施に当たっては、市民・事業者・再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが、重要である。

### (1) 環境教育・普及啓発の充実

- ① 市民意識の向上とごみの減量化・資源化の推進に向けて、ごみの分別区分はもとより、ごみの発生・処理状況や資源回収後の流れ等について、分かりやすく提供する。
- ② 市民に対しては、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層に応じた環境教育の充実を目指して、幼稚園・保育園、小・中学校等での環境学習、ごみ処理施設の見学や、リサイクルについての出前講座の実施、イベントの開催など、あらゆる機会の活用を図る。
- ③ 事業者に対しては、過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施等に積極的に取り組めるよう、各種イベントや広報活動等によって、発生抑制・資源化の推進を支援する。
- ④ 「岡山県統一ノーレジ袋デー」の開始に合わせ、ごみ減量とエコライフスタイルの推進を目指し、事業者・環境団体・消費者と協働してマイバッグ持参の啓発を行う。

### (2) 玉野市環境衛生協議会の活動推進

- ① 理事・代議員・各地区衛生組合長への研修活動を充実し、地域に根ざした意識啓発と実践活動を推進する。
- ② 各地区に環境美化推進員を委嘱し、各地区において、正しいごみの出し方の指導を行うことにより、ステーション排出時における分別収集の完全実施を図る。

### (3) 玉野市資源ごみ回収推進団体報奨金交付制度

- ① 資源ごみの回収を行う団体の活動を奨励し、回収量に応じて報奨金を支払うことで資源再利用の促進を図る。

### (4) 家庭ごみ有料化制度の導入

- ① 消費者の購買行動の変化など環境配慮型のライフスタイルの誘導効果や、発生・排出抑制効果、排出量に応じた負担の公平化を図ることができる家庭ごみ有料化制度の導入について、検討を行う。

### (5) 食品ロス削減の推進

- ① 市民・事業者に対する食品ロス削減の普及啓発に向け、買いすぎ、作りすぎ等の防止や、市内の飲食店等との連携のもと、食べきり等に

寄与できるキャンペーンの実施などを検討する。

**(6) 玉野市環境衛生施設整備補助金交付制度**

- ① 各地区のごみステーションの整備に対し補助を行うことで、ごみ分別排出の利便性を図る。

**(7) 玉野市ごみ減量化・資源化協力店設置**

- ① 消費者・市内販売店・行政が一体となって、ごみ減量化・資源化に積極的に取り組みことにより、ごみ処理問題や環境問題解決に努めることを目的として、「玉野市ごみ減量化・資源化協力店」を認定する。
- ② 協力店の事業対象項目  
簡易包装の推進、買物袋持参の奨励、使い捨て容器・製品の使用自粛、リサイクルの推進、ごみ減量・資源保護の徹底、その他各店独自の方法によるごみ減量等の促進に努める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、玉野市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器であって上記以外のもの		飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの		ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量  
及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の  
量の見込み (法第8条第2項第4号)

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	83t		81t		81t		80t		79t	
主としてアルミ製の容器	41t		40t		40t		39t		39t	
無色のガラス製容器	(合計)									
	179t		177t		176t		174t		172t	
	(引渡) (独自処理)									
	0t	179t	0t	177t	0t	176t	0t	174t	0t	172t
茶色のガラス製容器	(合計)									
	164t		162t		160t		158t		156t	
	(引渡) (独自処理)									
	0t	164t	0t	162t	0t	160t	0t	158t	0t	156t
その他のガラス製容器	(合計)									
	56t		55t		55t		54t		53t	
	(引渡) (独自処理)									
	4t	15t	40t	15t	40t	15t	39t	15t	39t	14t
主として紙製の容器であつて飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	5t									
主として段ボール製の容器	173t		171t		169t		167t		166t	
主として紙製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計)									
	31t		31t		30t		30t		29t	
	(引渡) (独自処理)									
	0t	31t	0t	31t	0t	30t	0t	30t	0t	29t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であつて飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)									
	127t		126t		125t		123t		122t	
	(引渡) (独自処理)									
	0t	127t	0t	126t	0t	125t	0t	123t	0t	122t
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計)									
	295t		292t		288t		285t		282t	
	(引渡) (独自処理)									
	295t	0t	292t	0t	288t	0t	285t	0t	282t	0t
(うち白色トレイ)	(合計)									
	0t		0t		0t		0t		0t	
	(引渡) (独自処理)									
	0t									

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

平成30年度の分別基準適合物等の収集実績を勘案し、分別排出の推進により令和6年度まで毎年0.5%増加することとし、その後、人口変動率により算定している。

また、人口は、本市の総合計画において5年単位で予測している人口推計（令和2年度：59,036人、令和7年度：55,753人）を元に、前年度比99.98862%で補間推計を行い、次のとおり設定している。

令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
59,036人	58,364人	57,700人	57,044人	56,395人

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や市民団体等が実施している集団回収については、引き続きこれらの団体が実施することとする。

### 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	アルミ製容器	缶類	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託業者による定期回収</li> <li>資源ごみ回収推進団体による集団回収</li> </ul>	市 民間業者
	スチール製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託業者による定期回収</li> <li>資源ごみ回収推進団体による集団回収</li> </ul>	市 民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託業者による定期回収</li> <li>資源ごみ回収推進団体による集団回収</li> </ul>	市 民間業者
	段ボール	段ボール	同上	
	その他紙製容器包装	紙製容器包装	委託業者による定期回収	市
プラスチック	PETボトル	ペットボトル	委託業者による定期回収	民間業者
	その他プラスチック製容器包装	プラスチック製の容器包装	委託業者による定期回収	市

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

缶類・びん類については、従来どおり既存施設内で選別、保管を行い、ペットボトルについても従来どおり民間業者で委託処理を行う。

紙類については、平成15年度から市のリサイクルプラザで保管し、プラスチック製の容器包装についても同施設内で選別・圧縮処理を行う。

### 分別収集の用に供する施設計画

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
金属	アルミ	缶類	プラスチック コンテナ	2tハッカー 車	粗大ごみ処理施設 (選別処理)
	スチール				
ガラス	無色ガラス	びん類	プラスチック コンテナ (3区分)	2tダンプ 車	ストックヤード (保管)
	茶色ガラス				
	その他のガラス				
紙類	紙パック	紙パック	紐かけ	2tダンプ 車	リサイクル プラザ(保管)
	段ボール	段ボール			
	その他紙製容器包装	紙箱類			
プラスチック	PETボトル	ペットボトル	袋	2tハッカー 車	民間業者 (粉砕処理)
	その他プラスチック製容器包装	プラスチック製の容器包装	袋	2tハッカー 車	リサイクル プラザ (選別・圧縮)

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- ・ 市民等の意見、要望を広く反映し、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、玉野市環境衛生協議会と連携を図る。
- ・ 各地区に環境美化推進員を委嘱し、ごみステーションにおいて正しいごみの出し方の指導を行うことにより、ごみ減量化、資源化意識の向上を図る。
- ・ 資源ごみの回収を行う団体の活動を奨励し、回収量に応じて報奨金を支払うことで資源再利用の促進を図る。
- ・ 各地区ごみステーションの整備に補助を行うことで、ごみの分別排出の利便性の向上を図る。
- ・ 年間を通じ、広報紙やホームページに掲載するとともに、リサイクルプラザを活用して、ごみ減量やリサイクルに関する講座やイベントを開催することで広く市民への啓発を図る。
- ・ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。